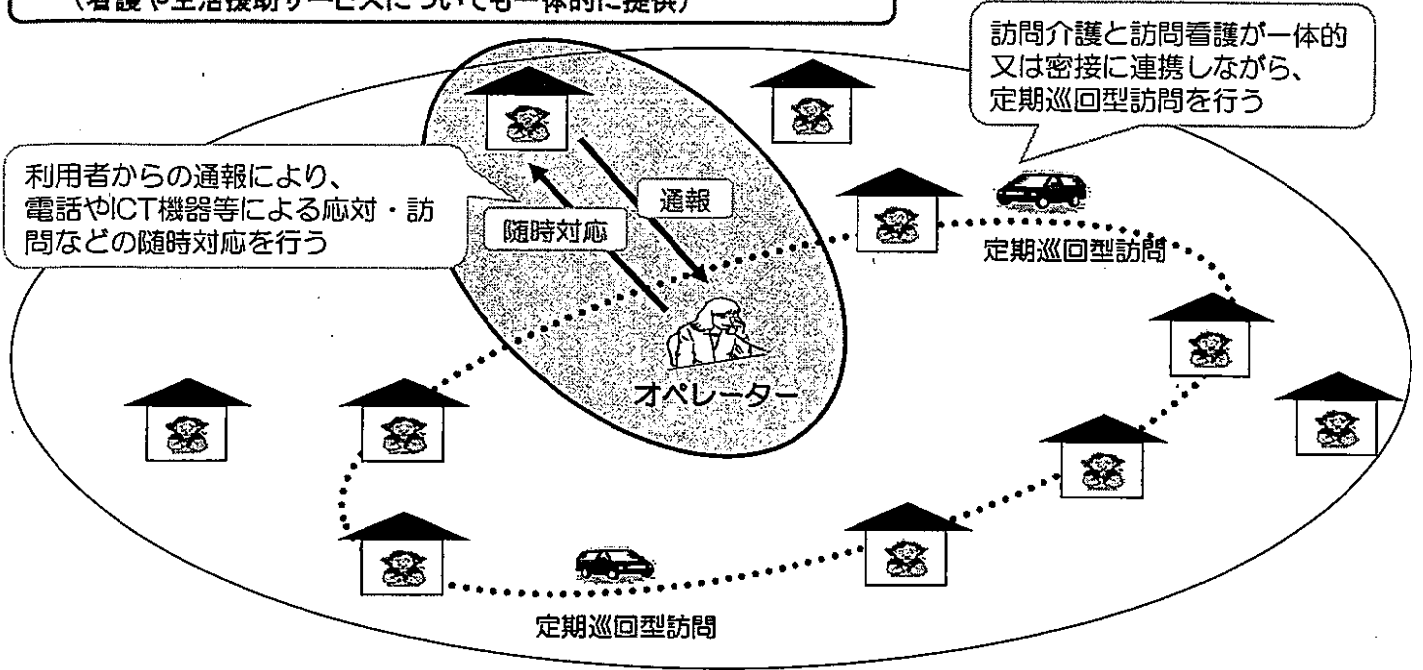


定期巡回・随時対応サービスの創設

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）



定期巡回・随時対応サービスの定義

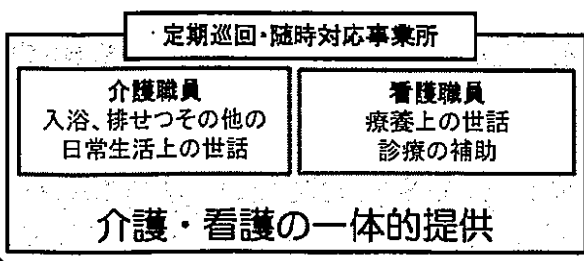
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

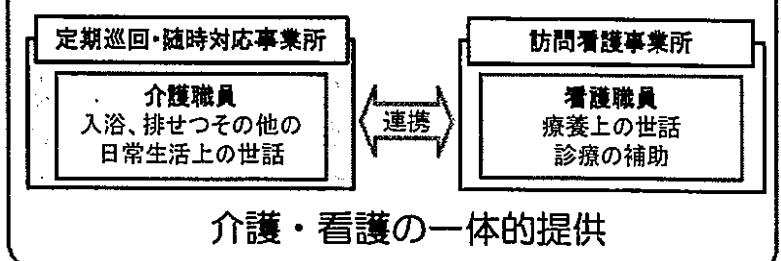
第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
 - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

一体型事業所 (イメージ)



連携型事業所 (イメージ)



定期巡回・随時対応サービスの人員・設備基準

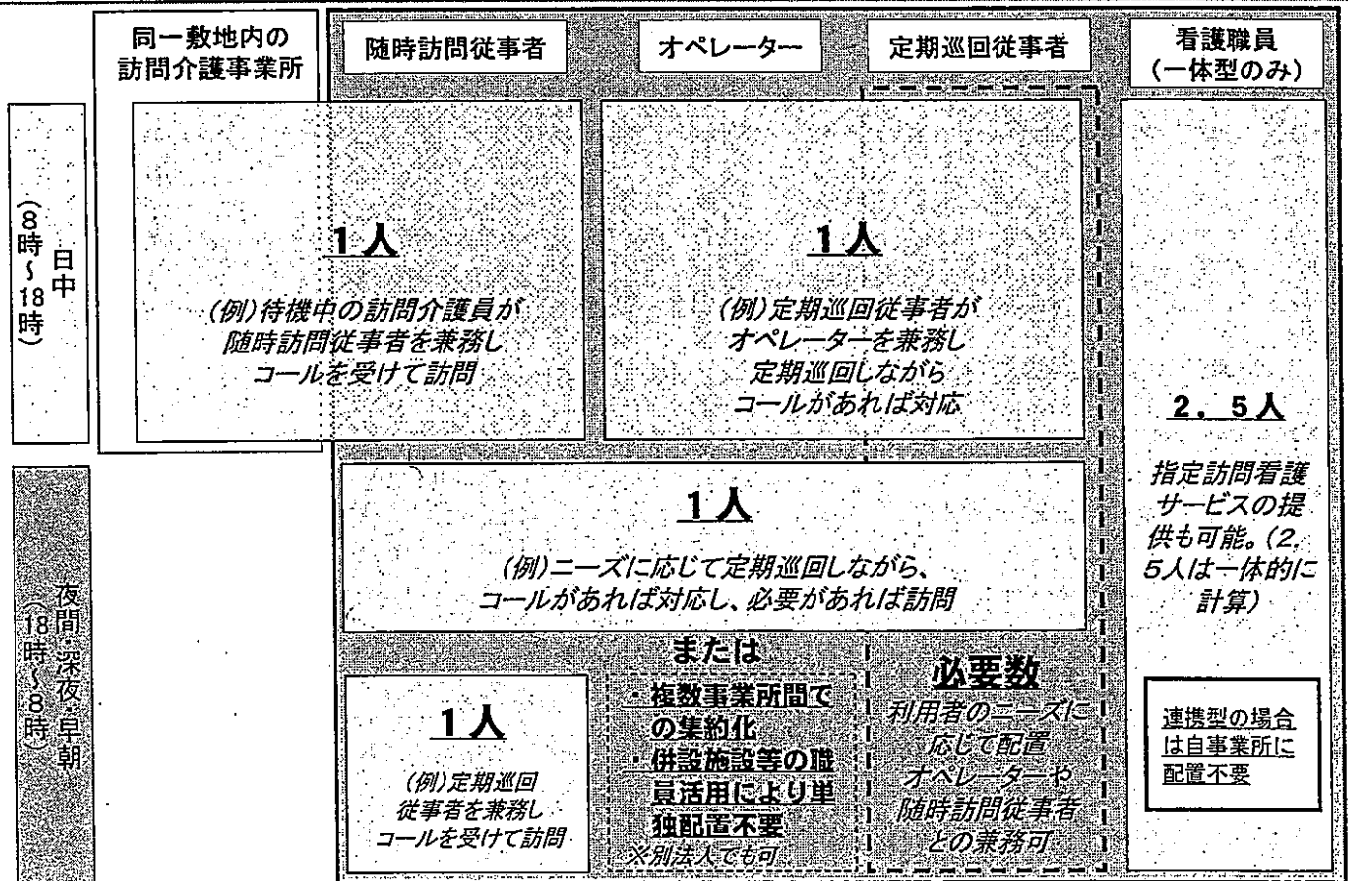
職種	資格等	必要な員数等	
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士、 実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等		・常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1人以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） ・夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） 常時オンコール体制を確保	
オペレーター	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 + 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を計画作成責任者とする。	看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上		
管理者			・常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) ...介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員(加配されている者に限る)との兼務可能
- ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能
- ※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

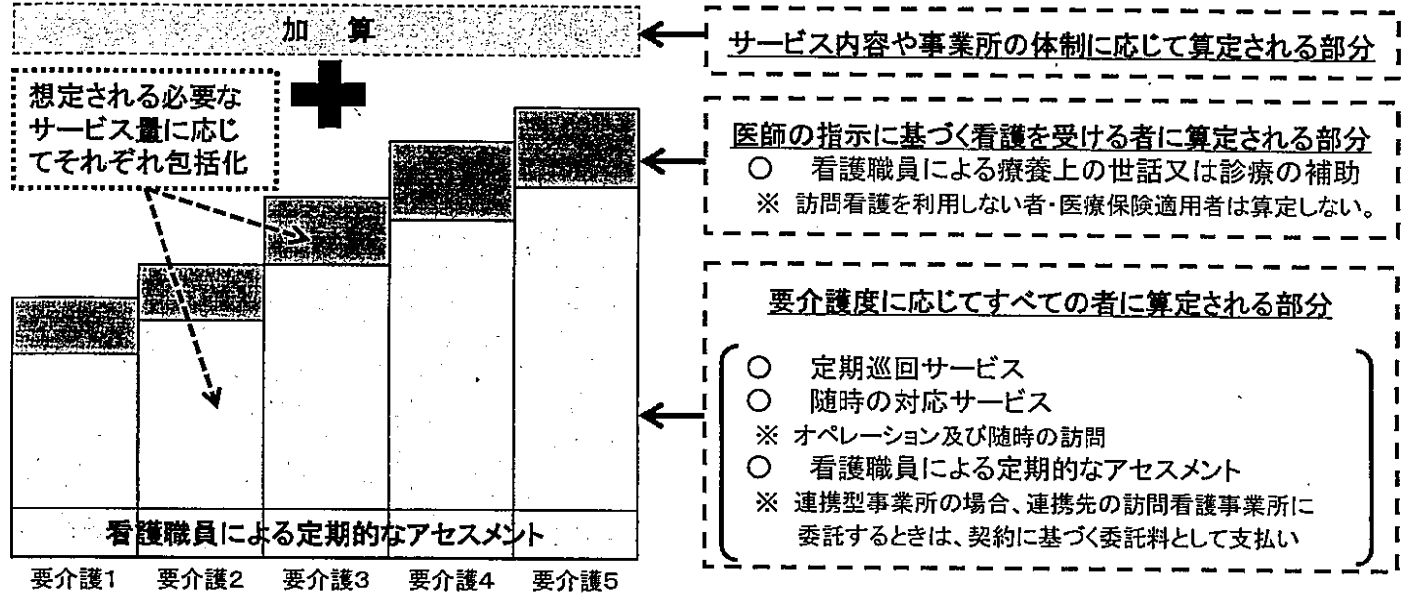
定期巡回・随時対応サービスの人員配置例



⇒ 事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能。

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（基本単位）

	一体型事業所		連携型事業所 介護分を評価	連携先訪問看護事業所 を利用する場合の訪問 看護費(連携先で算定)
	介護・看護利用者	介護利用者		
要介護1	9,270単位	6,670単位	6,670単位	+ 2,920単位 3,720単位
要介護2	13,920単位	11,120単位	11,120単位	
要介護3	20,720単位	17,800単位	17,800単位	
要介護4	25,310単位	22,250単位	22,250単位	
要介護5	30,450単位	26,700単位	26,700単位	



定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（他サービスの利用）

1. 併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応サービス利用時は算定しない。

- 訪問介護(通院等乗降介助を除く。)
- 訪問看護(連携型利用時を除く。)
- 夜間対応型訪問介護

2. 通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行う。

- 通所系サービス利用時には、1日分の単価の3分の2(66%)相当額を日割り減算する。
- 短期入所系サービス時には、短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。

3. 医療保険の訪問看護利用時

- 当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定する。

(計算例1) 通所介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8回通所介護を利用

$20,720\text{単位} - (450\text{単位} \times 8\text{回}) = 17,120\text{単位}$
(利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

(通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲201単位	▲145単位
要介護2	▲302単位	▲242単位
要介護3	▲450単位	▲386単位
要介護4	▲550単位	▲483単位
要介護5	▲661単位	▲580単位

(計算例2) 短期入所生活介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 平成24年4月に8日短期入所生活介護を利用

$682\text{単位} \times (30\text{日} - 7\text{日}(\text{※})) = 15,686\text{単位}$
(利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)
※ 退所日については減算の対象としない

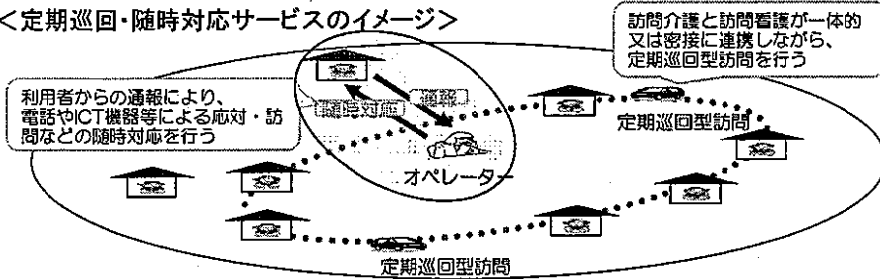
(短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	305単位	219単位
要介護2	458単位	366単位
要介護3	682単位	586単位
要介護4	833単位	732単位
要介護5	1,002単位	878単位

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足している**ことに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足している**との問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。
- 2012年12月末現在では、83保険者(市町村等)、140事業所が指定。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



参入していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実態と大きく異なっていることが多い。)

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

<サービス提供の例>

月	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
火												
水												
木												
金												
土												
日												

サービス提供内容:

- 水分補給 更衣介助 (水曜 2-4時)
- 通所介護 (火 10-14時, 木 10-14時)
- 排せつ介助 食事介助 (水 18-20時, 土 12-14時)
- 体位変換 水分補給 (土 16-18時)

- 定期巡回
 - 随時訪問
 - 訪問看護
- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
 - ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
 - ・定期的な訪問だけでなく、必要なときに随時サービスを受けることが可能

<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日